

[新型コロナウイルスの感染拡大への対応について (2020 年 11 月 6 日) ]

在学生・教職員の方へ

新型コロナウイルスの流行が世界各地に広がっています。日本国内での更なる感染の拡大を防ぐためご理解とご協力、ならびに適切な対応をお願いします。

なお、日々状況が変化していくため、定期的に最新の情報をご確認ください。

### 1. 感染予防

飛沫感染、接触感染が中心と見られていますので、通常の感染予防(手洗い、アルコールによる手指消毒、マスク使用等による咳エチケット)を徹底し、不要または不急の外出はできる限り避けてください。特に、「換気の悪い密閉空間」「多くの人密集」「近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声」という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数(5人以上)や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話(カラオケなど)、狭い空間での共同生活(寮の部屋など)、居場所の切り替わり(更衣室、休憩室など)といった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

### 2. 新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められ、治癒するまで出席停止となります。万が一、感染あるいはその疑いと診断された場合は、主治医の許可があるまで登校や就業をせず、学生は保健室(03-5382-6287)、教職員は人事課に必ず電話で連絡してください。

学生の場合、医師から治癒の診断がおりたら、「証明書」に病名と出席停止期間を記載してもらい、登校時に保健室に提出してください。また、入院の必要がなく「自宅・宿泊施設での療養」の対象となった場合には、療養が終了した後、「療養証明書」を発行してもらい、登校時に保健室に提出してください。

### 3. 感染が疑われる場合

次の症状のある方は、かかりつけ医または居住地の保健所に開設されている「帰国者・接触者相談センター」(地域により名称が異なることがあります)に電話で連絡して指示に従ってください。

- ・「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合
- ・(高齢・基礎疾患がある・妊婦の方)発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

大学への質問がある場合は、登校せず、まずは電話で担当部署へ問い合わせてください。

#### 4. (保健所から)感染者の濃厚接触者と特定された場合

出席停止となりますので、登校や就業をせず、学生は保健室、教職員は人事課に必ず電話で連絡してください。出席停止の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間となっています。

#### 5. 海外渡航での注意

10月30日現在、外務省は、感染症危険情報レベルについて、世界152か国・地域に対し、レベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))、レベル3の国・地域を除く、全世界に対し、レベル2(不要不急の渡航は止めてください。)を発出しています。

海外(すべての国・地域)から帰国・入国した日から、14日間は、不必要な外出は避け、毎日2回の検温を主とする厳重な健康観察を続けてください。指定された国・地域からの帰国・入国については、検疫所長が指定する場所(自宅等)において14日間の待機が要請されています。最新の情報を確認するとともに、感染予防に万全を期すようにしてください。

[参考]

世界各国に留学中の日本人学生の皆さんへ(11月2日更新) 文部科学省

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1405561\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm)

以上